



労働保険事務組合 労災保険 思わぬ災害に備える

宮崎 SR 経営労務センター加入で安心・安全

1. 労働保険事務組合とは

労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受けた事業主団体であり、委託した事業主に代わって労働保険の申告や計算、労働基準監督署や公共職業安定所への書類提出などの事務を代行する制度です。

事業所は労働者を雇い入れたら、労働保険に加入しないといけません。労働者は労災が起こった場合適用されますが、事業主やその家族等の労災は適用されません。適用になるには、組合加入が一つの条件となってきます。

2. 労働保険事務組合に加入するとこんなメリットが！

* 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。

* 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。

* 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。

3. 事務委託できる事業主とは

常時使用する労働者が 下記の事業主

- 金融・保険・不動産・小売業にあつては50人以下
- 卸売の事業・サービス業にあつては100人以下
- その他の事業にあつては300人以下



加入の手順と証明書

- ① 労働保険事務組合委託書でと契約、成立届等の手続きを担当社労士を通して宮崎 SR 経営労務センターに提出する→事務局が監督署・職安等へ提出する
- ② 宮崎 SR 経営労務センターから保険料の納入通知書と会費（加入金・委託手数料）の請求書が担当社労士を通して届く
- ③ 保険料と会費を宮崎 SR 労務センターへ振り込みする
加入金10,000円 会費（委託手数料）労働保険番号ごと月500円
- ④ 特別加入者証が必要な場合には担当社労士を通して宮崎 SR 労務センターへ発行依頼する



加入の条件・補償の範囲

加入の条件

労働者を常時使用している中小企業の業務執行権を持つ役員、および事業主と同居の親族。包括加入が原則であるが、代表者が加入しない場合には理由書が必要

補償の範囲

- ①申請書の「業務内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ②労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①②③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合
 - ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
 - イ 突発事故（台風・火災）等による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合
- ⑧ 通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われます



医療費は無料、休業・障害・遺族補償も

仕事中のケガ・現場へ行く途中の事故等、災害が発生したときは・・・	
治療費（療養補償給付）	全部無料です
仕事を休んだとき（休業補償給付）	休業4日目から働けるようになるまで、1日につき休業給付基礎日額の80%が支給されます
障がいが残ったとき	障害補償年金や傷害補償一時金が支給されます
死亡事故のとき	遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます



宮崎SR経営労務センター

〒880-0878 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1F

TEL 080-3963-4649